

9月10日は「下水道の日」

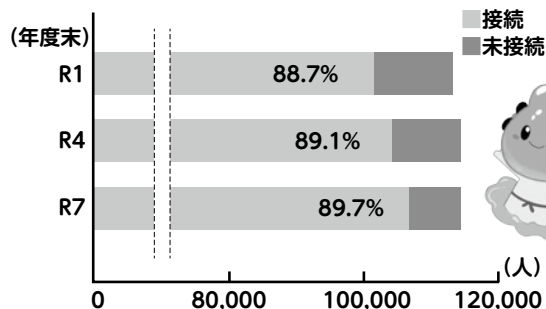
『みやくみやくと ミライへめぐる 下水道』

【第65回 下水道推進標語 大臣賞】



出雲市上下水道局
キャラクター
「みずもちゃん」

出雲市の下水道の処理人口と接続率



下水道への接続をお願いします

公共下水道や農業・漁業集落排水施設などが整備され、利用できるようになった区域の人のうち、おおむね9割が接続を終えています（グラフ）。

一方で、まだ約5,200戸が下水道へ接続されていません。

家庭から出る生活排水をそのまま流すことは、河川や湖、海の水質汚染の原因となります。また、近所の排水路の悪臭の原因になり、生活環境を悪化させます。

下水道が整備されたら、1日でも早く下水道への接続工事を行っていただきますようお願いいたします。

◆下水道への接続工事は、市が指定している工事店へ依頼してください。

下水道を正しく使いましょう

下水道への異物の流入によるマンホールポンプの故障や、油による下水道管の詰まりが発生しています。故障や詰まりが発生すると、汚水が流れなくなります。

◆台所では… 油や野菜くず、残飯を流さないでください。

◆トイレでは… 流すことができるのは、トイレットペーパーだけです。ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつなどは水に溶けないため、絶対に流さないでください。「トイレに流せる」表示がある製品でも水に溶けにくいものがあるため、大量に流さないでください。



個人で設置された合併処理浄化槽に維持管理の補助金制度があります

合併処理浄化槽を適正に維持管理された場合に補助金を交付します。

◆交付する期間

浄化槽を設置された翌年度から、下水道が供用開始されるまでの間

◆補助金の交付要件

- ・10人槽以下の合併処理浄化槽であること
- ・前年度に法定検査を受検し、当年度に保守点検と清掃を行うこと

◆補助金額

1基あたり年間1万5千円を限度に交付

◆令和8年度 補助金申請締切（最終）

令和9年4月20日（火）必着

合併処理浄化槽処理水の放流先の確保にご協力ください

市では、公共下水道や農業集落排水事業等の実施区域を除く広い地域を対象に、合併処理浄化槽の普及拡大に取り組んでいます。合併処理浄化槽は汚水の処理性能が優れており、水質保全効果が極めて高い施設です。処理水の放流先の確保にご理解とご協力をお願いします。



農業・漁業集落排水施設の新規加入には要件があります

排水施設の処理能力等により、新規加入できない場合がありますので、ご理解をお願いします。



下水道についてのおたずね

出雲市上下水道局 検索

●下水道管理課 TEL 21-2225※

●下水道建設課 TEL 21-2227※

※夜間・休日の緊急時の連絡先
上下水道局当直 (TEL 21-3511)

●東部上下水道事務所 TEL 63-5542

●西部上下水道事務所 TEL 43-1211

プレミアム付きデジタル商品券の利用期限が近づいています！

出雲市デジタル地域通貨「いずも縁結びPAY」を活用したプレミアム付きデジタル商品券は、利用期限までにお使いください。

期限を過ぎるとプレミアム分だけでなく、チャージ分含め、残高が全額無効になりますので、ご注意ください。

利用期限：令和8年9月30日(水)

プレミアム付きデジタル商品券について、詳しくは右記二次元コードから市HPをご覧ください。

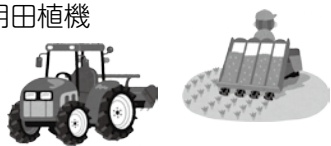
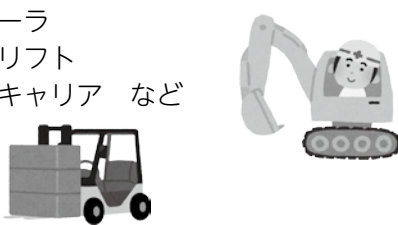


おたずね／商工振興課 TEL 21-6572

小型特殊自動車は軽自動車税が課税されます

道路を走行しない小型特殊自動車についても軽自動車税が課税されます。

下表に該当する車両をお持ちの方（個人・法人）は道路の走行有無にかかわらず、市に申告をして、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

区 分	小型特殊自動車(農耕作業用)	小型特殊自動車(その他のもの)
大 き さ	制限なし	長さ4.7m以下・幅1.7m以下・高さ2.8m以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	35km/h未満	15km/h以下
種 類	・農耕トラクタ ・農業用薬剤散布車 ・刈取脱穀作業車（コンバイン） ・乗用田植機 	・ショベルローダ（ミニバックホウ含む） ・ロードローラ ・フォークリフト ・ホイールキャリア など 
年 税 額	2,400円	5,900円

※「農耕作業用」は、最高速度が35km/h以上の場合、大型特殊自動車となります。

※「その他のもの」は、大きさ（長さ・幅・高さ）、最高速度の要件を1つでも超える場合は、大型特殊自動車となります。

申告受付場所 本庁市民税課 または 各行政センター市民サービス課

申告手続に必要なもの

- ・軽自動車税申告書（受付窓口にあります）
- ・車名（メーカー名）、型式、車台番号（農耕作業用は製造番号）等がわかるもの
- ・販売証明書 または 譲渡証明書（申告書に記載欄があります）

軽自動車税は4月1日時点の車両の所有者に1年分の税金が課税されます。4月2日以降に廃車等の手続をされた場合でも、月割で税金が還付されることはありません。

おたずね／市民税課 TEL 21-6703